

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構への航空自衛隊員の派遣に関する合意事項

防衛省航空幕僚監部（以下「空幕」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は、空幕からJAXAへの航空自衛隊員（以下「要員」という。）の派遣に関し、宇宙状況把握分野における協力に関する協定第7条に基づくSSA衛星システムにおける協力に関する附属書（以下「附属書」という。）第8条第2項に基づき、空幕がJAXAに対して要員を派遣することが、SSA分野における相互運用を円滑かつ効果的に実施するに当たり必要と判断し、次のとおり合意する。

1 派遣の目的

- (1) JAXAにおけるSSA衛星システムのプロジェクト業務に参画することにより、防衛省におけるSSA衛星システムの運用要領を検討し、プロジェクトの円滑な推進を図るとともに、SSA衛星システムの設計・整備に係る知見を獲得する。
- (2) SSA衛星システムに関する設計・整備の詳細を把握することにより、SSA衛星システムと関連システムとの最適な接続要領を検討するとともに、確定するための資とする。

2 要員の業務

要員の勤務場所は、JAXA XXXXXXXXXX（東京都千代田区神田駿河台4丁目6）とし、要員は、JAXAと相互協力して主に以下の業務を実施するものとする。

(1) SSA衛星システムのプロジェクトに関する業務

- ア SSA衛星システムの設計・整備に係る技術情報等の収集に関すること。
- イ SSA衛星システムと関連システムとのインターフェース及び連携に関すること。
- ウ SSA衛星システム運用の検討に資する調整及び確認に関すること。

(2) その他

- ア JAXAで得られる技術情報等の空幕への報告及び空幕とJAXAの連携に関すること。
- イ 派遣目的に照らして有益な業務
- ウ 関係省庁、国外機関及び衛星運用者等の外部機関との連携に関すること。

3 派遣期間

要員の派遣期間は1期3年間を基準とし、JAXAの承認を得た上で、附属書が有効期間の満了又は解除等により終了するまでの間、継続して派遣するものとする。

4 服装

平服とする。

5 勤務時間管理

要員の勤務時間管理は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要員の勤務時間は、JAXAの規則によるものとする。

(2) 要員の休暇申請は、JAXAの了承を得た上で、空幕が承認するものとする。

6 経費

要員の派遣期間中に要する経費については、空幕の負担とする。

7 公務災害等補償

要員の派遣期間中の公務災害、又は通勤災害が発生した場合は、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条に基づき、空幕が補償を行うものとする。この場合、JAXAは空幕が行う補償業務に協力するものとする。

8 争議事項

(1) 派遣期間中の要員の業務に起因し、又は関連して生起する争議事項は、空幕及びJAXA間による協議を通じて解決されるものとする。

(2) 前号の場合において、派遣期間中の要員が故意又は過失により、JAXAに損害を与えた場合(第三者に発生した損害をJAXAが賠償した場合を含む。)、JAXAは空幕と協議の上、その損害の一部又は全部の弁償を空幕に請求することができる。

9 有効期間

本合意事項の有効期間は、附属書の有効期間の満了又は解除等までの間とする。

10 合意事項の解除

(1) 空幕及びJAXAは、次の各号のいずれかに該当し、かつ是正されない場合には、書面による同意なく、本合意事項を解除することができる。この場合において、空幕又はJAXAは、相手方に対し本合意事項の解除を書面により通知するものとする。

ア 相手方が、本合意事項の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

イ 相手方が、本合意事項に違反した場合

(2) 空幕及びJAXAは、本協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により、本合意事項を解除することができる。

11 受入れ手続き

受入れに当たって必要な細部事項については、別途取り交わす契約書によるものとする。

12 協議

- (1) 本合意事項に定めのない事項又は本合意事項に関する疑義が生じた事項については、その都度、空幕及びJAXAが協議して、定めるものとする。
- (2) 本合意事項について、改正の必要が生じた場合は、空幕及びJAXA間で協議の上、改正するものとする。

本合意事項を証するため、本書を2通作成し、空幕及びJAXAは、両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 5月20日

空幕 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省 航空幕僚監部 防衛部
事業計画第2課長
林 育正

JAXA 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

